

『生前契約』って何？

公正証書にて

ある日突然、「認知症」と診断されたらどうするのか？ どんな風にお別れをしたいのか？ どんなお墓に入りたいのか？ 遺品整理や金融機関の通帳の解約はどうするのか？ 寄付をしたいと思っているが、どうしたらいいのか？ 死後、ペットのことが心配…などなど。そんなことをお考えになるのならば、信頼のできる周りの人に伝え、理解してもらっておくことが大前提ですよ。なぜなら、お葬式を手配し、お墓に納骨するのは自分自身ではなく、周りの人だからです。こんな不安と悩みを解消する契約が、『生前契約』です。

生前3点セット + 遺言書 を作っておくと安心です。

元気なうちに
契約しておけば安心です。

「財産管理などの委任契約書」で信頼できる
人に財産管理や看護を任せる。

あなたの希望する
葬儀、埋葬に関する
ことや死後事務を行います。

金融機関の通帳解約や名義変更、
遺品整理の手配など。

1

ある日

身体能力が
衰える

任意代理の委任契約

2

ある日

判断能力が
衰える

認知症、寝たきりになったらどうするか？

成年後見制度

判断能力が
不十分になった時
支援致します。

家庭裁判所の管轄のもと、身上監護と財産管理を行います。

3

ある日死亡

葬送
納骨支援

お葬式をどうしたいか？ お墓はどうするか？

死後事務の委任契約

+

4

死亡する

遺言

公正証書

遺言相続手続きが
行われる。

今のうちに
あなたの想いを
遺言に託して
下さい。

財産分割をどうするのか？寄付
を考えるのであれば遺言で！

法律的な「契約」について

- 任意代理の委任契約と②成年後見制度はお亡くなりになるまでの有効な契約です。つまり、「死」とともにこの契約は終了します。
 - 死後事務の委任契約と④遺言公正証書は、お亡くなりになってから効力が生じる契約です。つまり、「死」とともにこの契約がスタートするものです。
- ですから、①②～③④の契約が、『生前契約』という流れになっており、一生を通じての大切で有意義な契約といえます。

また、成年後見制度のうちの任意後見契約は、自分の判断能力が低下したあとの「財産管理」を決めておく制度ですが、遺言は、自分が亡くなったあとの「財産の処分」について決めておく制度です。あらかじめ、財産の管理や処分について決めておくという点ではお互いに似通っています。しかし大きな違いは、任意後見契約は、自分が財産を「どのように活用するか」を決めておくものですが、遺言は財産を「どのように残すか」を決めておくものだという事です。

また、遺言書は遺産をどうするかについて法的効力がありますが、通常は葬式後に開封されるもので、お葬式や納骨のこと、金融機関との交渉を依頼しておかれるならば、「死後事務の委任契約」が必要となってきます。

老後と介護・生活支援のご相談は

TEL (06) 6910-0605 (老後)

■当分は、平日の午前9:00～午後17:00までお願いします。

FAX (06) 6910-5923

NPO・生前契約LLC

NPO法人・生前契約ロングライフコミュニティ

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1-4-8 中大江ビル3F

▲天満橋駅・谷町4丁目・大阪府庁の近くです。

TEL (06) 6910-0605 Email : npo605@juno.ocn.ne.jp

<http://npo-seizen.com>